

強盗事件に注意！！

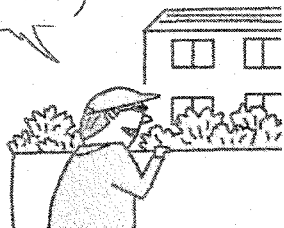
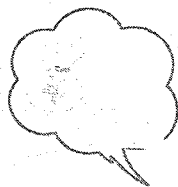
各地で住宅を対象とした強盗事件が発生しています。

被害に遭わないために、複数の防犯対策を実施して自分の身を守りましょう。

- 戸締まりの徹底
在宅中でもドアや窓の鍵を確実に閉め、夜間は雨戸を閉めましょう。
- 窓や玄関に補助錠を付ける
備付けの鍵だけでなく、補助錠を追加して防犯力を上げましょう。
- 窓ガラスに防犯フィルムを貼る
犯人に侵入が面倒だと思わせる対策が効果的です。
防犯フィルムを貼り、侵入しづらい窓にしましょう。
- 防犯カメラの設置
犯人は、見られることを嫌がります。
防犯カメラ等の防犯機器を活用しましょう。
- センサーライトや音が鳴るセンサー等の設置
犯人は、光や音を嫌がります。
歩くと音が出る玉砂利を敷くことも効果的です。

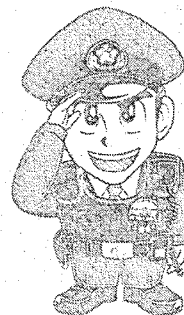
～不審な電話や訪問にも注意をしましょう～

- 固定電話機は、常に留守番電話設定や非通知拒否設定にする
- むやみに、家族構成や自分の資産状況を教えない
- 不審な人が訪問してきたら、玄関を開けず直接対応しない



～臼井交番管内の事件発生状況～
(12月1日から12月31日まで)

自転車盗	3件
万引き	3件
車上ねらい	1件
部品ねらい	1件
住居侵入	2件
その他	2件



京成臼井駅前交番

2月号

佐倉警察署
043-484-0110
臼井交番
043-487-5510

暴力団からの不当要求を防止するために 「不当要求防止責任者」を選任しましょう。

千葉県警察では、暴力団からの不当要求による被害を防止するために、千葉県内の各事業者の皆様へ、「不当要求防止責任者」（以下「責任者」といいます。）を選任していただくことを推奨しています。

また「責任者」にとって、必要な知識を習得する場として、「不当要求防止責任者講習」を県内各地で開催しています。ぜひご参加ください。

1 「責任者」はどんなことをするの？

「責任者」の業務（任務）は、暴力団等による不当要求や事業活動への介入を防止することを目的として、

○不当要求に対する各事業所の内部体制を整備すること

○事業所での業務担当者などに対して指導・教養を行うこと

○不当要求事案を把握した場合には、事実確認を行うと共に機を失せず警察へ連絡をすること

などとなります。

2 「責任者」は誰でもなれますか？

「責任者」の選任は、使用人その他の従業員を使用する事業であれば、一般事業者をはじめ、公益法人、協同組合、個人事業等その事業形態、事業の規模は問いません。

また責任者の選任について、特に資格要件はありません。

3 不当要求防止責任者講習では、どのようなことを教えてもらえますか？

責任者講習では、

暴力団対策法の概要や暴力団情勢等の説明

不当要求の実態、要求内容の説明

不当要求対応要領（模擬訓練）

などを教示しています。

受講料は、無料です。ぜひご参加ください。



4 不当要求防止責任者講習はどのようにしたら受講できますか？

責任者を選任したら、各事業所を管轄する警察署の刑事（第二）課へ「責任者選任届出書」を提出してください。

「責任者選任届出書」は、千葉県警察のホームページからダウンロードできます。

届出後、責任者講習のご案内通知を送付させていただきます。

「責任者選任届出書」の届出は、令和3年6月から警察庁が運営する「警察行政手続サイト」からインターネットを介して届出できるようになりました。ぜひご利用ください。

★ 詳しくは、千葉県警察のホームページをご覧ください。

安全な暮らし＞暴力団関係＞暴力団の排除活動

＞不当要求防止責任者制度について

